

【別表2】対象範囲

種別	対象範囲					
総合	文化祭	芸術祭	芸能祭等			
美術	絵画	彫刻	工芸	書	写真	デザイン等
音楽	合唱	吹奏楽	オーケストラ	オペラ	邦楽	器楽等
演劇	創作劇	人形劇	ミュージカル等			
舞踊	邦舞	洋舞等				
映像	映画等					
古典芸能	歌舞伎	能	狂言	文楽	落語等	
民俗芸能	民謡	郷土芸能等				
文学	小説	詩	短歌	俳句	川柳	評論
生活文化	茶道	華道等				

※文化芸術活動を主たる目的とするものが助成の対象となります。

【別表3】・文化団体等支援事業交付基準額 ■自己負担額を基礎として助成金交付見込額(助成交付基準額)を選択してください。

自己負担額	助成金交付基準額		
	一般団体等	大学生等の学生団体	高校生以下の学生団体
20万円以上70万円未満	5万円	3万円	2万円
70万円以上100万円未満	7万円		
100万円以上	10万円		

※助成金の総額が予算の範囲を超える場合は減額となることがあります。
 ※4千円以上の入場料を徴する事業については、減額となる場合があります。また、決算が予算に対し著しく減少した場合は減額となることがあります。

- ・文化団体等震災復興支援事業 助成金交付基準額
- ・文化団体等人材育成支援事業 助成金交付基準額
- ・文化団体等地域連携支援事業 助成金交付基準額

自己負担額	助成金交付基準額
20万円以上70万円未満	7万円
70万円以上100万円未満	10万円
100万円以上	20万円

- ・市町村支援事業 助成金交付基準額
- ・海外公演支援事業 助成金交付基準額

自己負担額	助成金交付基準額
100万円未満	10万円
100万円以上200万円未満	20万円
200万円以上300万円未満	25万円
300万円以上500万円未満	30万円
500万円以上	50万円

※本番前公演に係る経費は対象外とし、公演委託料が経費の大部分を占める事業については招へい公演と同等の取扱いとなります。(「市町村支援事業」に限る。)

- ・東日本大震災被災備品整備支援事業

自己負担額	助成金交付基準額
100万円未満	10万円
100万円以上200万円未満	20万円
200万円以上300万円未満	30万円
300万円以上400万円未満	40万円
400万円以上500万円未満	50万円
500万円以上600万円未満	60万円
600万円以上700万円未満	70万円
700万円以上800万円未満	80万円
800万円以上900万円未満	90万円
900万円以上	100万円

申請書等は下記ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

問い合わせ先

公益財団法人宮城県文化振興財団

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3丁目3-7

TEL:022(225)8641 FAX:022(223)8728

HP ■ <http://www.miyagi-hall.jp/>

Email ■ kenmin@miyagi-hall.jp



文化創造への情熱と夢を応援します!「アートので夢を!希望を!」

公益財団法人 宮城県文化振興財団 助成支援事業

公益財団法人宮城県文化振興財団では、地域文化の振興及び文化芸術活動の一層の活性化を図るため、県内の文化芸術団体等が行う文化事業に対して助成・支援を行います。

助成金の交付申請について

受付期間内に、助成金等の交付申請書(様式第1号)及び申請に必要な資料等を財団事務局に提出願います。
 上期事業は4月1日～9月30日までに、下期事業は10月1日～翌年3月31日まで実施する事業です。

受付期間	【上期】12月1日～15日 【下期】6月1日～15日	の期間申請を 受け付けたいします。
受付時間	午前9時～午後5時まで	

文化団体等・震災復興・人材育成・地域連携支援事業について同事業で本助成を受けられるのは、連続しているかどうかを問わず5回までです。なお、活動の節目にあたる年(10年目、20年目など)の事業については、この限りではありません。

※経過措置として、平成25年度までに既に5回以上、助成金の交付を受けていても1回に限り申請が可能です。

平成28年度から県外で行われる事業も対象といたします。
「文化団体等支援事業」については、平成27年度までに5回以上助成を受けている団体でも《県外で行う事業に限り》新たに5回まで助成を受けられます。

助成金の交付決定について

助成金審査会を経てから予算の範囲内で交付決定することとなります。
 (当助成金は申請受付がなされても、必ずしも交付決定されるものではありませんので、御了承ください。)

助成金申請から交付確定までの流れ

